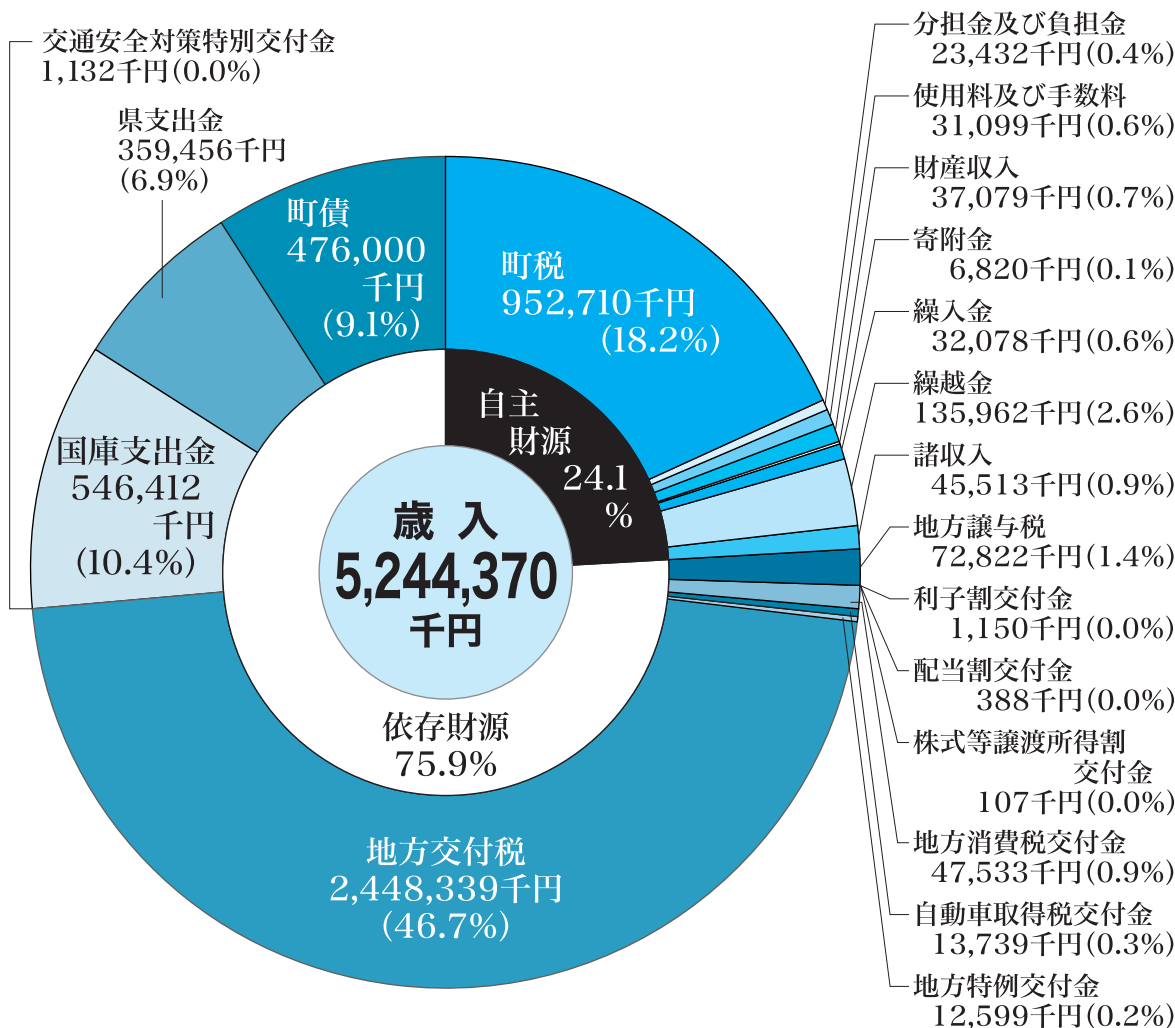


決算報告

皆さんが納めた税金や国・県からの補助金が、この一年間どのように使われたのかを普通会計を中心にお知らせいたします。これは只見町財政状況等の公表に関する条例に基づいて行うものです。



歳入

歳入の決算は52億4433万7千円で前年に比べ、7億7354万4千円増加しました。

歳入のうち、町税、分担金・負担金、使用料・手数料等、町が徴収できる自主財源は、12億6469万3千円で、前年度に比べ5433万7千円減少しました。

自主財源の中で最も多いのが町税です。9億5271万円で歳入全体の18.2%、前年度に比べ3.3%減少しました。これは固定資産税にかかる大規模償却資産の減少によるものです。自主財源に対し、地方交付税、国・県支出金、町債等、国や県からの交付や割り当てによる依存財源は、39億7967万7千円でした。

この依存財源の中で最も頼りになるのが地方交付税です。これは、どの地方公共団体も等しく事務・事業ができるように、

町税の決算状況

(単位：千円)

種類	前年度決算額	22年度決算額	伸び率
町民税	151,410	148,606	-1.9%
固定資産税	796,110	767,253	-3.6%
軽自動車税	10,263	10,337	0.7%
町たばこ税	22,157	21,759	-1.8%
入湯税	5,389	4,755	-11.8%
合計	985,329	952,710	-3.3%

国税のうち所得税、法人税、消費税、酒税、たばこ税の一定割合を国から交付されるもので、決算額は、24億4833万9千円でした。歳入全体の46.7%を占め、前年度に比べ1億5612万1千円増加しました。国及び県から交付された国庫・県支出金は9億586万8千円で、前年度と比べて3億245万5千円増加しました。これは学校施設や野球場を整備したことによるものです。

町債は、道路や施設を整備するために借り入れるお金のことで、前年度より3億6770万円多い4億7600万円借り入れました。辺地債などの優良債を利用しました。

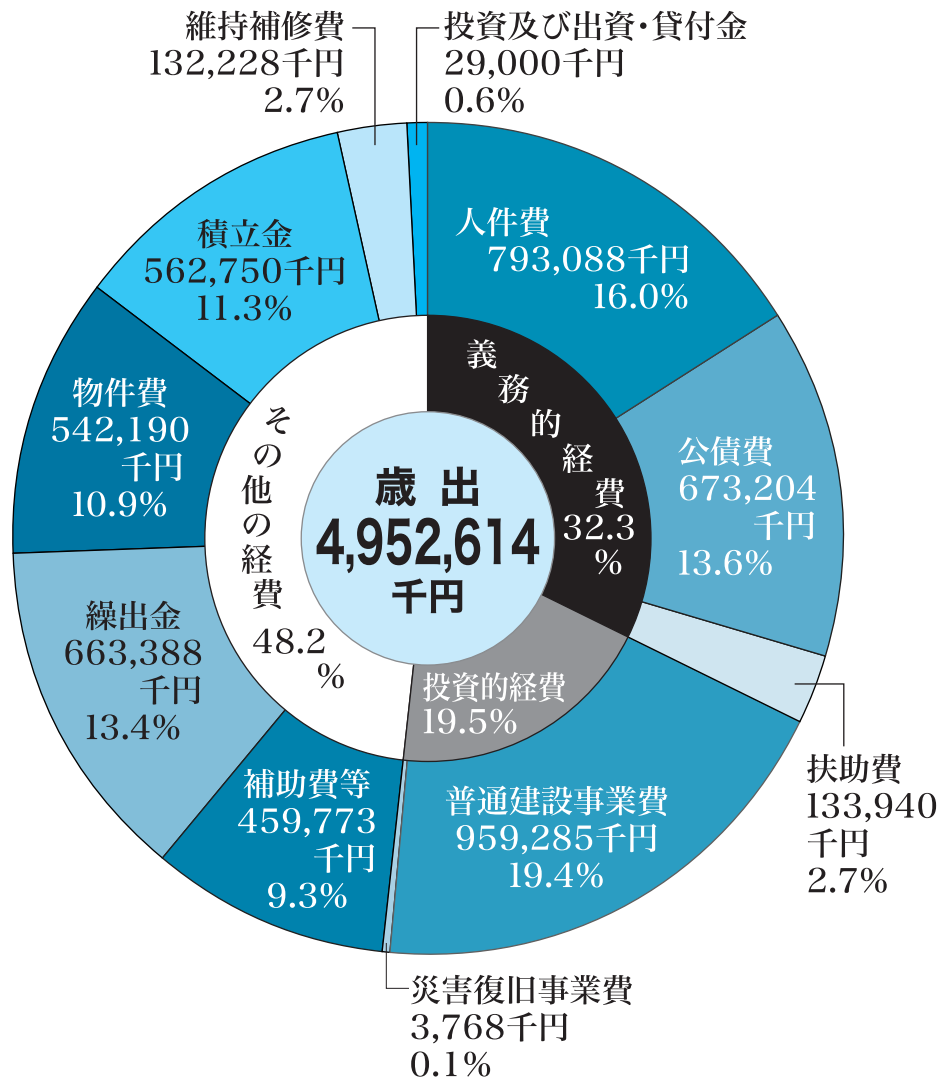
用語の解説(歳入)

- 町税**
町民の皆さんから納めていただく町民税や会社の法人町民税、固定資産税などです。
- 使用料・手数料**
町の施設の使用料や住民票などの交付の際の手数料です。
- 財産収入**
各種基金利子や町の財産を売払ったお金です。
- 繰入金**
各種基金や他の会計から一般会計へ繰り入れたお金です。
- 諸収入**
他の収入科目に含まれない収入です。預金利子などがあります。
- その他**
繰入金や負担金・分担金などです。
- 地方交付税**
国で集めた税金(所得税、法人税、消費税、酒税、たばこ税)の一定割合(約3割)を町の財政需要に応じて一定の基準のもとに国から交付されるお金です。どの地域に住む住民にも、一定の行政サービスを提供できるようにする財源です。
- 国庫・県支出金**
事業を行うために、国や県から交付されたお金です。
- 町債**
事業を行うために借入れたお金です。

用語の解説(歳出)

- 義務的経費**
支出が義務付けられた経費です。人件費・扶助費・公債費などがこれにあたります。
- 投資的経費**
資産を将来に残すためのお金です。施設の建設や備品などの購入費がこれにあたります。
- 人件費**
町職員の給与や議員報酬などです。
- 公債費**
事業を行うために借入れたお金の償還金です。
- 扶助費**
こども手当、障がい者等への援助費など、法令に基づいて被扶助者に支給されるお金です。
- 普通建設事業費**
道路や学校などの新增設のために使われたお金です。
- 物件費**
旅費、電気料、郵便料、備品購入費などの消費的経費です。

町財政状況の公表



歳出の決算は49億5261万4千円で、前年度に比べ6億8775万円増加しました。予算に対する執行率は91.7%でした。

施設や道路などの整備に使った普通建設事業費は9億5928万5千円(歳出全体の19.4%)で、前年度に比べ4億470万5千円の増加となりました。これは学校施設や野球場を整備したことによるものです。

町職員の給与や町議会議員、各種委員会報酬などの人件費は7億9308万8千円(歳出全体の16.0%)で前年度に比べ2950万1千円増加しました。これは副町長・教育長の就任による特別職給与の増や選挙、国勢調査の実施による委員等報酬の増によるものです。

歳出



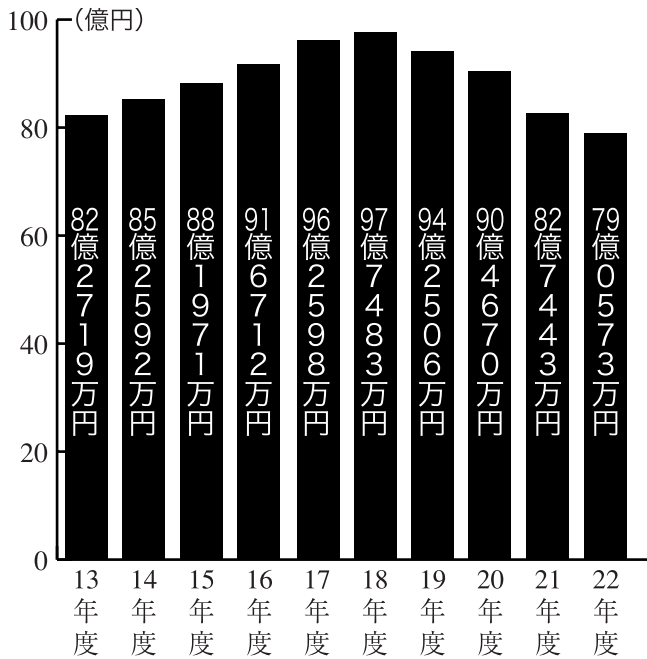
▲新しくなった町下野球場

町民一人あたりにすると…

(平成23年3月31日現在の人口5,002人)

- 普通会計支出額… 990,127円
(使われたお金)
- 町税負担額 …… 190,466円
(納めていただいたお金)
- 貯金 …… 881,924円
(基金に積み立てているお金)

■借入金残高の推移



■借入金の残高

(単位:千円)

会計名称	残高
一般会計	3,898,843
国民健康保険施設特別会計	568,246
介護老人保健施設特別会計	159,596
簡易水道特別会計	673,809
観光施設事業特別会計	14,820
交流施設特別会計	32,300
集落排水事業特別会計	2,558,119
合計	7,905,733

■財産の状況(一般会計と特別会計に属するもの)

種別	規模・残高
土地	4,098万4,962㎡
建物	8万0,173㎡
有価証券	9,058万5千円
出資による権利	2億3,826万6千円

■特別会計の決算の状況

(単位:千円)

会計区分	歳入	歳出	差引
国民健康保険事業特別会計	564,465	564,233	232
国民健康保険施設特別会計	396,269	382,969	13,300
老人保健特別会計	117	117	0
後期高齢者医療特別会計	122,961	122,956	5
介護保険事業特別会計	561,236	520,381	40,855
介護老人保健施設特別会計	240,040	239,981	59
訪問看護ステーション特別会計	20,094	20,094	0
地域包括支援センター特別会計	9,132	9,132	0
簡易水道特別会計	125,759	125,759	0
観光施設事業特別会計	38,761	38,761	0
交流施設特別会計	56,812	56,812	0
集落排水事業特別会計	274,780	274,780	0
朝日財産区特別会計	12,823	2,383	10,440
合計	2,423,249	2,358,358	64,891

■基金(貯金)の概況

(単位:千円)

種別	残高
財政調整基金	821,433
減債基金	798,549
教育施設整備基金等	1,887,797
他の特定目的基金	
土地開発基金	58,064
(土地保有を除く)	
奨学基金等	188,669
他の定額運用基金	
国民健康保険診療所運営基金等	656,872
他の特別会計に属する基金	
合計	4,411,384

普通会計の 主な事業(目的別)

■総務費

本庁舎等電話設備改修事業

新多目的交通システム運営補助金 1,029万円

情報システム等構築・運用事業 1,895万円

減債基金積立金 5,437万円

電源立地地域対策交付金 4,160万円

基金積立金 5,994万円

財政調整基金積立金 30,239万円

国勢調査事業 245万円

民生費 586万円

除雪支援事業給付費 183万円

福祉灯油給付費 6,304万円

子ども手当・児童手当・特例給付 589万円

東日本大震災災害救助費 586万円

衛生費 586万円

乳幼児・小児医療公費負担費 238万円

新型インフルエンザ予防接種 549万円

子宮頸がん予防ワクチン接種 1,208万円

各種検診委託料 9,392万円

西部衛生処理組合負担金 1,542万円

合併処理浄化槽設置補助金 1,443万円

給水施設整備事業補助金 1,443万円

労働費 394万円

コミュニケーションビジネスモデル 394万円

支援事業補助金 394万円

農林水産業費

中山間地域等直接支払事業補助金

町財政状況の公表

平成22年度も

早期健全化基準を

下回りました

健全化判断比率・資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）が平成19年6月に公布され、これにより全国の地方公共団体において平成19年度決算から財政健全化にかかる各指標の公表が義務付けられました。只見町の各指標の状況は表のとおりです。

▼財政健全化指標

指標	平成22年度決算	平成21年度決算	比較増減	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率					
①実質赤字比率	—%	—%	—%	15.0%	20.0%
②連結実質赤字比率	—%	—%	—%	20.0%	40.0%
③実質公債費比率	6.8%	9.6%	△2.8%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	—%	—%	—%	350.0%	

※該当額または該当比率が算定されない場合は「—」と表示されます。

早期健全化基準…基準を超えると財政健全化計画の策定が義務付けられ、国への報告義務を負います。

財政再生基準……基準を超えると財政再生計画の策定が義務付けられ、事実上総務大臣の同意を得なければなりません。

- ①実質赤字比率
▽普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合です。
▽只見町は、昨年度に引き続き赤字が生じていないため、該当ありません。
- ②連結実質赤字比率
▽全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合です。
▽只見町は、昨年度に引き続き赤字が生じていないため、該当ありません。
- ③実質公債費比率
▽借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。
▽只見町は、6・8%で、昨年度比2・8ポイント減となりました。これは、主に公債費繰上償還の実施や大規模償還の完了および標準財政規模の増によるものであり、早期健全化基準の25・0%と比較すると、これを下回っています。
- ④将来負担比率

財政健全化法について

従来の法制度では、地方公共団体の普通会計において赤字額が標準財政規模の20%を超えると、いきなり財政再建団体となり、注意喚起の段階がありませんでした。また、特別会計や企業会計にいくらか累積赤字があっても財政再建団体とならず、地方公共団体全体の姿を反映したものではありませんでした。

今回の財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再建」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

健全化判断比率について

公営企業の経営健全化指標について

▼公営企業の経営健全化指標

指標	会計名	平成22年度決算	早期健全化基準
⑤資金不足比率	簡易水道特別会計	—%	20.0%
	観光施設事業特別会計	—%	20.0%
	交流施設特別会計	—%	20.0%
	集落排水事業特別会計	—%	20.0%

※資金不足額が生じていない場合は「—」と表示されます。

- ⑤資金不足比率
▽公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。
▽只見町は、昨年度に引き続き資金不足が生じていないため、該当ありません。
- ▽一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。
▽只見町は、昨年度に引き続き将来負担比率が算出されませんでした。これは、将来負担軽減に向けた既発債繰上償還や財政調整基金等への積立によるものであり、早期健全化基準の350・0%と比較すると、これを下回っています。

- 土木費
町道・歩道除雪委託料 11,566万円
町道補修工事 1,541万円
安全施設設置工事 1,302万円
- 消防費
非常勤職員報酬（消防団員） 1,355万円
- 教育費
只見高校振興対策補助金 1,197万円
スクールバス運行事業 4,208万円
奥会津学習センター施設管理委託 1,549万円
只見小学校体育館改築事業 37,639万円
明和小学校プール改築事業 12,634万円
七十苧遺跡発掘調査事業 1,892万円
町下野球場改修事業 11,632万円
林道災害復旧事業 377万円
- 災害復旧費
377万円
- 商工費
プレミアム商品券発行事業補助金 355万円
雪まつり実行委員会補助金 1,024万円
観光施設等整備基金積立金 5,006万円
- 国土費
道整備交付金事業 2,594万円
里山エリア再生交付金事業 2,688万円
奥只見西中山間地域総合整備事業負担金 3,473万円
奥宮圃場整備事業負担金 1,322万円
- 農林業
2,062万円